

基本計画（概略プラン） ※近隣公園民間活力導入可能性調査業務委託 報告書より抜粋

第1節 導入機能の検討

1 公園全域における機能配置の整理

表 公園全域における機能導入・配置の展開

美里公園の整備における基本的な考え方	機能導入・配置の展開
【事業コンセプト（案）】 暮らしがまざり 人がつながる “美里（ンザトゥ）ゆくいなー”	・日常的に訪れ、過ごすきっかけとなる機能導入 ・滞留空間や動線の重なりを生む機能配置
1 公園利用者の滞在・休憩・交流の質を高める売店等公園機能の拡充	・公園の滞在・休憩・交流の質を高める <u>便益施設整備（売店、飲食施設等）</u> ・公園空間との一体利用を意識した魅力的な <u>便益施設導入</u> ※主に公募対象公園施設にて展開
2 ウォーキングやこどもの遊び等、現在の利用環境の向上	・日常的に利用されている <u>ウォーキングルート</u> 、 <u>こどもの遊び空間</u> 、 <u>スポーツ施設（バスケットコート、スケート広場）</u> 、 <u>芝生広場</u> の維持・改善
3 新たな公園機能の拡充や利用を支える駐車場の補完・マネジメント	・利用実態に応じた <u>駐車場の補完</u> ※主に特定公園施設にて展開
4 誰もが安心して日常的に利用できる快適な公園環境の形成	・ <u>ユニバーサルデザイン</u> への対応 ・利用者が安全に過ごせる環境（ <u>駐車場</u> 、 <u>日かげ付き休憩空間</u> 、 <u>防犯対策</u> など）の整備
5 地域との関係を育み地域価値の向上に資する持続的な取組	・これまでに実施されてきた <u>イベント</u> を <u>継続できる</u> 地域交流の場

2 事業区域に求められる導入機能

(1) 新たに導入すべき機能

①便益施設（売店、飲食施設等）

主に公募対象公園施設にて導入を想定する機能となる。美里公園の滞在・休憩・交流の質を向上させる売店や飲食店の導入が望ましく、公園利用中に食事ができるなど長期滞在に寄与する施設となる。

②駐車場

便益施設の導入可能性を上げるために、事業者要望も高い施設であり、公募対象公園施設又は特定公園施設としての導入を想定する。

③日かげ付き休憩空間

美里公園の日かげ付き休憩空間としては、公園東側に大型東屋があるものの、芝生広場やバスケット等多くの利用者が集まる公園南西側においても日かげを提供する休憩空間が求められる。市道からアクセスしやすく、地域住民が気軽に使える日かげ付き休憩空間となるとともに、ウォーキング中の休憩や食事、公園で遊ぶ子どもの保護者が過ごす場所として日常利用を促進する施設となる。

④イベント空間

既存イベントにおいて扇形広場が果たす役割をできる限り維持できるようにイベント空間を確保することが求められる。また、ステージイベントにも対応できるようにステージ機能を確保することが望ましい。

(2) 維持すべき既存機能

①ウォーキングルート

ウォーキングルートの連続性と周遊性を維持するため、事業区域内においても構造（幅員、舗装等）が統一された外周園路のつながりを確保することが求められる。

第2節 施設規模の検討

(1) 便益施設

美里公園で新たに整備できる建築物は、231.81 m²が上限となっている。概略プランを検討する前提として、できる限り建築面積をできる限り確保する想定で、建築面積230 m²とした。

(2) 駐車台数の検討

近隣住民が集い、憩い、交流が促進される空間（エントランス）を確保するため、駐車場台数は次頁以降の配置計画図に示すとおり31台以内とする。

(3) 広場規模の検討

既存イベントの開催に使用している扇形広場内、噴水周辺のオープンスペースを確保するとともに、キャンドルナイトや七夕まつり開催時のステージの大きさとして、30 m²（幅6m×奥行5m）のステージの確保とステージ前のオープンスペースの確保が望ましい。

第3節 配置計画の検討

(1) 配置の基本的な考え方

前項までの整理を踏まえ、事業区域内には主に便益施設、広場、駐車場を配置する。

駐車場については、より効率的な駐車台数の確保及び乗り入れ箇所数を限定するため、乗降場と一体的な配置を行うものとした。

便益施設は、公園との一体利用を促進するために、公園側に向けた配置を行う。また、事業区域は、公園南西のエントランスとなるため、十分なスペースの確保と横断歩道からの歩行者動線を周遊園路までつなげられるように配慮した配置を行うことが望ましい。

広場機能は、前述のとおり横断歩道から周遊園路までの動線を包含するとともに、エントランス広場、便益施設の屋外テラス、イベント広場、ステージの観覧スペース、芝生広場やバスケットコート利用者の休憩スペース等、多様・多彩な利活用を受け入れるオープンスペースとして、便益施設、駐車場、芝生広場、バスケットコートの中心となる位置に配置した。

便益施設の配置と広場の中心配置により、異なる目的で公園を訪れた来園者同士の出会いや交流が生まれ、事業コンセプト（案）に掲げる「暮らしがまざり 人がつながる “美里（ンザトゥ） ゆくいなー”」の実現に大きく寄与するものとなる。

(2) 園路幅員の検討

既存の外周園路の幅員 4.0mを踏襲し、同幅員での園路を確保した。

(3) 駐車場計画の検討

①車路幅員

駐車場の車路は、相互通行が可能となる幅員を確保した。

また、バスケットコートへの干渉に配慮する必要があること、園路（W=4m）を確保する必要があること等、空間の制約がある箇所がみられるため、車路幅員は5.5mとした。

②駐車桟の規格

駐車桟の規格は、「駐車場設計・施工指針について（平成4年6月10日 国土交通省）」による小型自動車の駐車桟（2.3m×5m）、「人にやさしいまちづくり整備基準（沖縄市）」による駐車場（車いす使用者用駐車区画）の整備例（一般車駐車区画 2.5m程度×5m以上、車いす使用者用駐車区画 3.5m程度×5m以上）を踏まえ、本計画では一般車駐車桟 2.5m×5m、車いす使用者用駐車桟 3.5m×5mの規格とした。

なお、「人にやさしいまちづくり整備基準（沖縄市）」に従い、車いす使用者用駐車桟は、全駐車台数の2%以上の台数を確保した。（31台×0.02=0.62÷1台）

③乗り入れの位置

国土交通省（旧建設省）による「承認工事審査基準（案）（平成 6 年 9 月 30 日建設省）」による車両出入り口の承認基準により、横断歩道の中及び前後 5m 以内の部分は、車両出入り口として承認されないため、本計画においても横断歩道より 5m 以上の離隔を確保して駐車場の乗り入れ口を設けた。

また、道路法第 24 条の乗り入れ申請に関しては、道路管理者（市道路課）から以下の回答を得た。

- ・ 乗り入れ箇所は市道美里東西線からで問題ない
- ・ 乗り入れは現状どおり 2 箇所で問題ない

なお、県警本部交通規制課へ交差点付近の乗り入れについての意見照会の可否についても確認したが、道路改築を伴うものではないため意見照会は不要との回答を得た。



図 配置計画図 (案)



S=1:500



図 公園全体図(案)

